

令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を中途退学した後、再び高等学校等のうち県内の私立高等学校等(以下「私立高等学校等」という。)で学び直す者に対して、予算の範囲内において茨城県私立高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給するものとし、学び直し支援金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年文部科学大臣決定)及び高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の事務処理について(平成26年25文科初第1455号通知)並びに茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(支給対象者等)

第2条 学び直し支援金支給対象者(以下「支給対象者」という。)及び支給額は、次の表のとおりとする。

支給対象者	支給額	支給対象経費及び対象期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に私立高等学校等に在学し、①～⑧の全ての要件を満たし、知事による学び直し支援金の受給資格の認定を受けた者(以下「受給権者」という。) ① 日本国内に住所を有する者 ② 高等学校等(修業年限3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者 ③ 法第3条第2項第2号に該当する者(高等学校等に在学した期間が通算して36月(高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程・一般課程の夜間等学科・通信制学科(以下「高等学校等(定通)」という。)は48月)を超える者) ④ 平成26年4月1日以降に私立高等学校等に入学した者(就学支援金(新制度)の対象者であった者に限る。) ⑤ 高等学校等を退学したことのある者 ⑥ 学び直し支援金の支給を受けた期間	法第5条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額	授業料 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

<p>が通算して 12 月未満（高等学校等（定通）は 24 月未満）である者</p> <p>⑦ 再入学した高等学校等が単位制の高等学校等である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数を合算した単位数が 74 単位を超えていない者</p> <p>⑧ 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する所得制限に該当しない者）</p>		
---	--	--

（受給資格の認定等）

第 3 条 受給資格の認定その他必要な事項については、別途、知事が定めるものとする。

（学び直し支援金の代理受領）

第 4 条 私立高等学校等の設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

（交付の申請）

第 5 条 学び直し支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、令和 6 年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（様式 1）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 6 条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは、学び直し支援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定をしたときは、令和 6 年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付決定通知書（様式 2）により、その内容を当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 7 条 前条第 1 項の決定を受けた私立高等学校等の設置者は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による学び直し支援金の申請を取り下げようとする私立高等学校等の設置者は、令和 6 年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金交付申請取下げ書（様式 3）を、前条第 2 項の交付決定通知書の送付を受けた日から 10 日以内に、

知事に提出しなければならない。

(交付の変更)

第8条 私立高等学校等の設置者は、第6条第1項の交付決定に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書(様式4)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

2 知事は、変更交付申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 知事は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金変更交付決定通知書(様式5)により、その内容を当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 知事は、学び直し支援金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

2 前項の規定による学び直し支援金の交付を受けようとする私立高等学校等の設置者は、令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金支払請求書(様式6)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 私立高等学校等の設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の末日までに、令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金に係る実績報告書(様式7)を知事に提出しなければならない。

2 前条の規定により概算払を受けた設置者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書(茨城県財務規則の規定による帳票の様式(平成5年茨城県告示第404号)様式第102号)を併せて提出しなければならない。

(額の確定及び通知)

第11条 知事は、前条第1項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容が交付決定の内容及び付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、令和6年度茨城県私立高等学校等学び直し支援金確定通知書(様式8)により当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

(返還)

第12条 知事は、前条の規定により学び直し支援金の額の確定をした場合において、既にその額を超える学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項の期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 13 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合は、第 6 条第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 私立高等学校等の設置者が、法令、本要項に違反した場合
- (2) 私立高等学校等の設置者が、学び直し支援金を他の用途に使用した場合
- (3) 私立高等学校等の設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該私立高等学校等の設置者に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の規定により交付決定を取り消したときは、交付した学び直し支援金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

4 知事は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し、前項の規定による交付金の返還を命ずる場合は、当該私立高等学校等の設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を私立高等学校等の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援金を当該私立高等学校等の設置者が納付するまでの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第 3 項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

6 前項の規定は、交付すべき学び直し支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(私立高等学校等の設置者の責務)

第 14 条 私立高等学校等の設置者は、法の趣旨を踏まえ、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 私立高等学校等の設置者は、受領した学び直し支援金をその有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、学び直し支援金の授受に関するすべての関係書類とともに、学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

3 私立高等学校等の設置者は、事業の執行状況に関しての調査又は報告を知事から求められたときは、これに従わなければならない。

4 私立高等学校等の設置者は、その設置する私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類（学則その他）の写しを速やかに知事に提出しなければならない。

5 私立高等学校等の設置者は、その設置する私立高等学校等に在学する受給権者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

らない。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和6年5月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。